

平成 29 年度第 2 回  
横浜市公共事業評価委員会  
平成 29 年 12 月 26 日(火)  
横 浜 市

## 【道路－2】事前評価

### 都市計画道路泥亀釜利谷線（寺前地区）

#### 整備事業

(道路局)



(様式2)

公共事業事前評価調書（案）

事業概要	事業名	【道路-2】都市計画道路泥亀釜利谷線（寺前地区）整備事業
	場所 (所在地)	起点：金沢区寺前二丁目 終点：金沢区寺前一丁目
	事業目的	都市計画道路泥亀釜利谷線は金沢区瀬戸を起点とし、海の公園を經由し、金沢区釜利谷町に至る延長 4,220m の幹線道路です。そのうち、3,410m は整備が完了しており、新たに事業着手する寺前地区を整備することで全線が完成します。 当該区間の整備により、金沢区臨海部から国道 16 号や京浜急行金沢文庫駅へのアクセス向上や歩行者の安全確保、また、地震火災時の被害を軽減する延焼遮断帯の形成を図ります。
	事業内容	現道拡幅（370m）、道路新設（440m） 延長 810m、幅員 15m（車道2車線、両側歩道）
	事業スケジュール	平成 30 年度から平成 34 年度までを予定 ※今後の検討状況により変更になる場合があります。
	総事業費	約 46 億円 ※今後の検討状況により変更になる場合があります。
		

事業の  
必要性

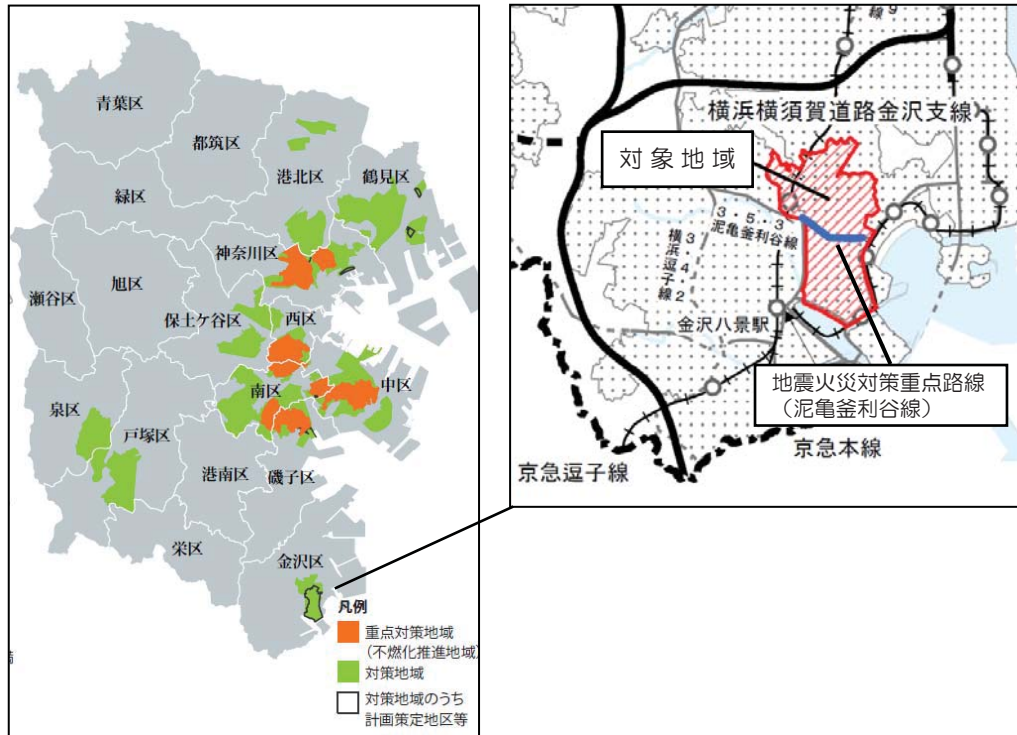
## 1 都市計画道路としての位置付け

泥亀釜利谷線は昭和 32 年に都市計画決定しており、金沢区臨海部と緊急輸送路である国道 16 号や京浜急行金沢文庫駅を接続する重要な路線です。

## 2 地震火災対策重点路線としての位置付け

当該区間は、平成 26 年 3 月に制定し、平成 27 年 3 月に改正した「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、重点的に対策を実施する「対象地域」に位置しています。

対象地域において、延焼遮断帯の早期形成の観点等から、地震防災戦略の目標年次（平成 34 年度）までの間で整備を推進する「地震火災対策重点路線」として位置付けています。



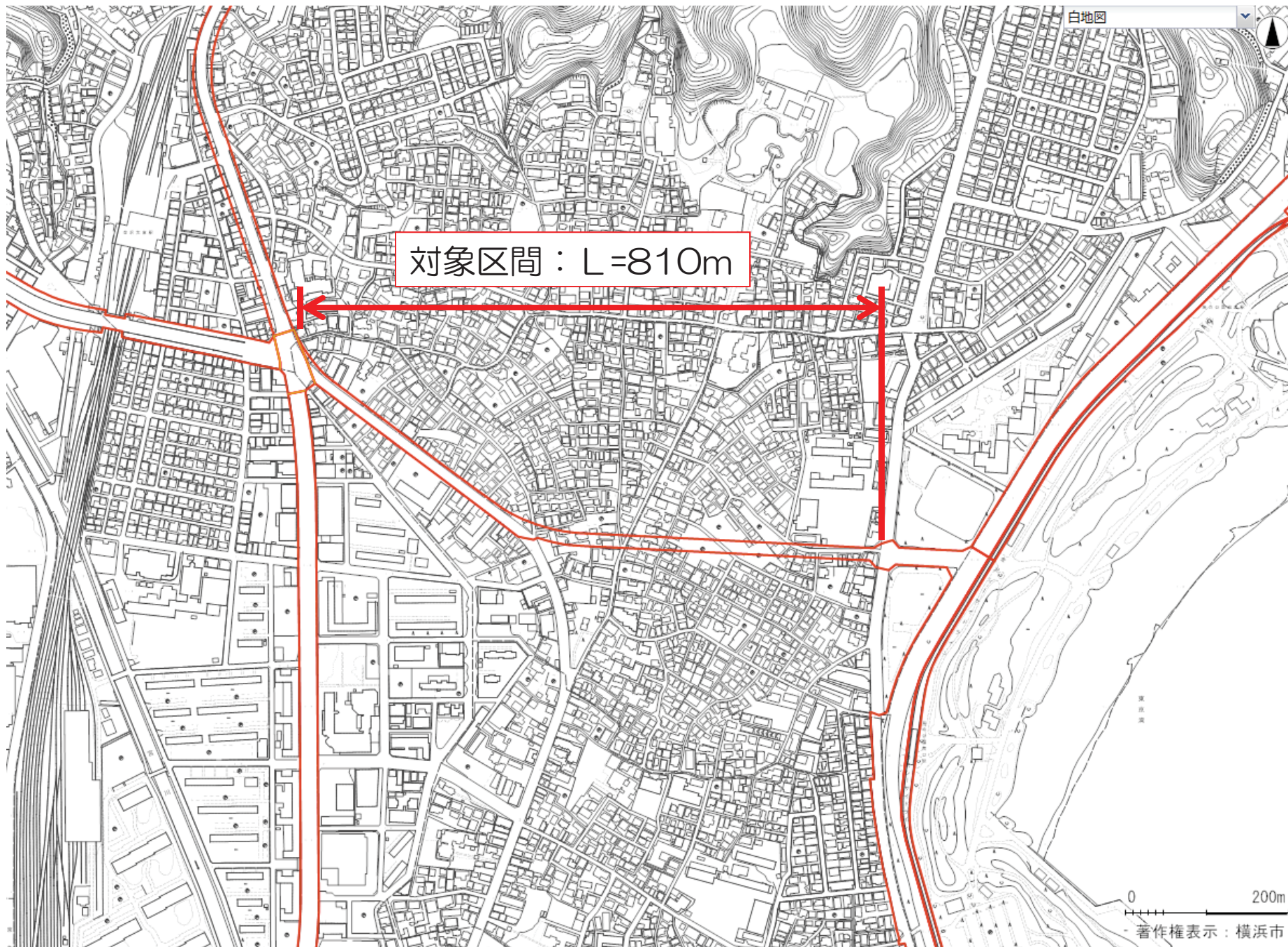
「横浜市の地震火災対策（リーフレット）」より抜粋

また、地震火災対策上重要な路線であることから、平成 28 年 3 月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、「平成 32 年度頃までに事業着手」を目標とする「先行着手区間」に位置づけています。（添付資料「金沢区の都市計画道路の優先整備路線」参照）

事業の 効果	<p><b>1 定性的事項</b></p> <p><b>①アクセス、安全性の向上</b></p> <p>当該区間を整備することで東西方向の幹線道路が構築され、金沢区臨海部と国道16号や京浜急行金沢文庫駅へのアクセスが向上します。また、生活道路に入り込んでいる交通の減少が図れることや歩道を設置することにより、交通安全性が確保されます。</p> <p><b>②道路整備による減災効果</b></p> <p>地震火災対策重点路線として当該区間を整備するとともに、その沿道建築物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。</p> <p><b>2 定量的事項</b></p> <p><b>①道路整備費用に対する効果</b></p> <p>国土交通省の「費用便益分析マニュアル（平成20年11月）」に基づき、B/Cを算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="336 958 1406 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">社会的割引率</th> </tr> <tr> <th>2%</th> <th>4%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>105.3 億円</td> <td>65.0 億円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>37.8 億円</td> <td>36.6 億円</td> </tr> <tr> <td>費用便益比（B/C）：標準値</td> <td>2.8</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便益については、走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少を対象としています。</p>		社会的割引率		2%	4%	総便益（B）	105.3 億円	65.0 億円	総費用（C）	37.8 億円	36.6 億円	費用便益比（B/C）：標準値	2.8	1.8
	社会的割引率														
	2%	4%													
総便益（B）	105.3 億円	65.0 億円													
総費用（C）	37.8 億円	36.6 億円													
費用便益比（B/C）：標準値	2.8	1.8													
環境への配慮	無電柱化により防災力・安全性・快適性の向上ならびに良好な景観形成を図るよう努めます。														
地域の状況等	<p>「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」及び「都市計画道路の優先整備路線」は、市民意見募集を経て策定しており、概ねの着手時期や完成時期は市民の皆様にお示ししています。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、事業認可取得前に地権者及び周辺地域の方々を対象に説明会を実施します。</p>														
事業手法	公共発注方式によります。（民間事業者による整備の効果が低いと判断したため。）														
その他															
添付資料	有														
担当部署	道路局計画調整部事業推進課（TEL.045-671-3533）														

○泥亀釜利谷線（寺前地区）

※都市計画線は概ねの位置を表示しています。

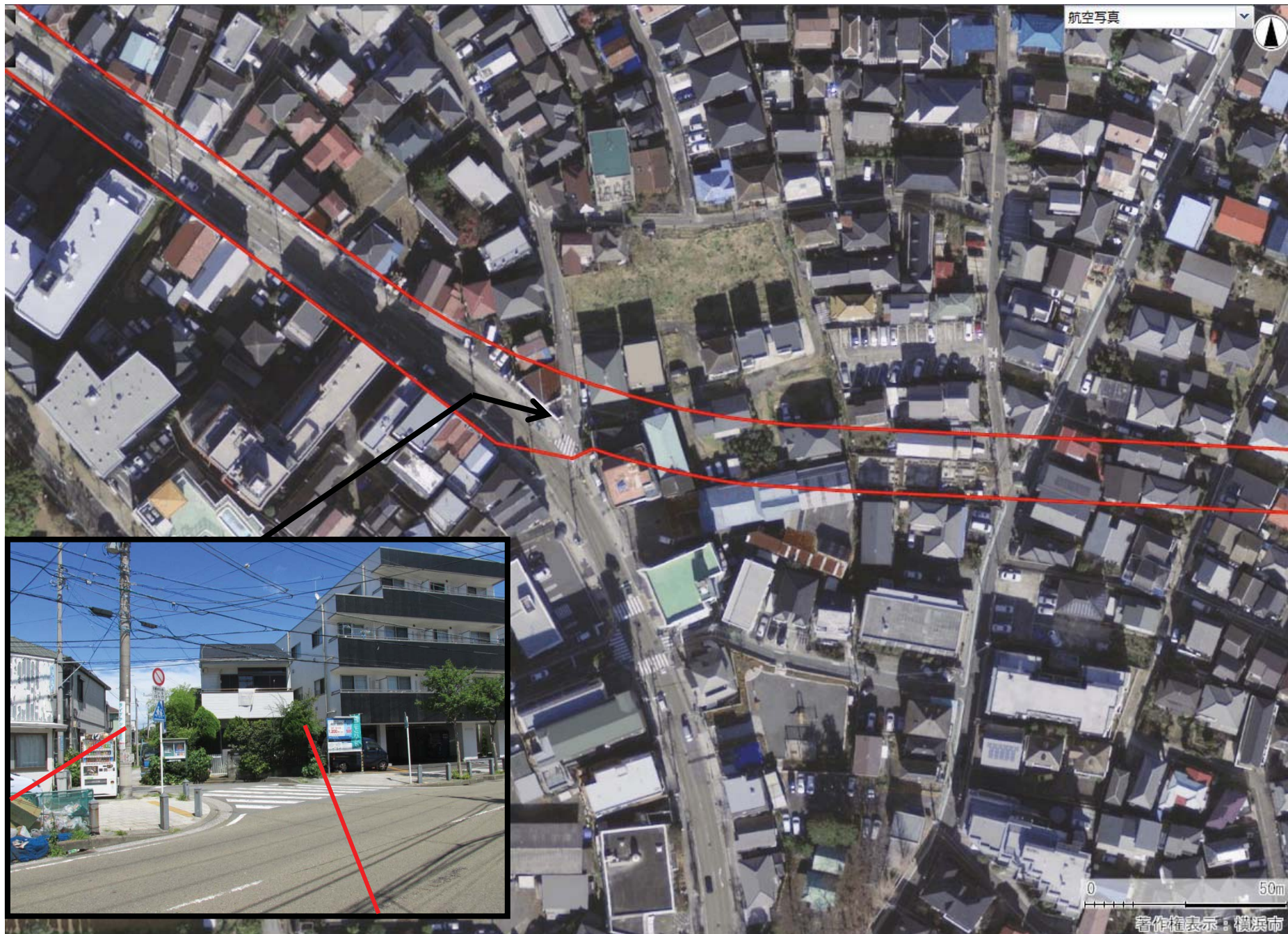


○泥亀釜利谷線（寺前地区東側） ※都市計画線は概ねの位置を表示しています。



○亀釜利谷線（寺前地区中央部）

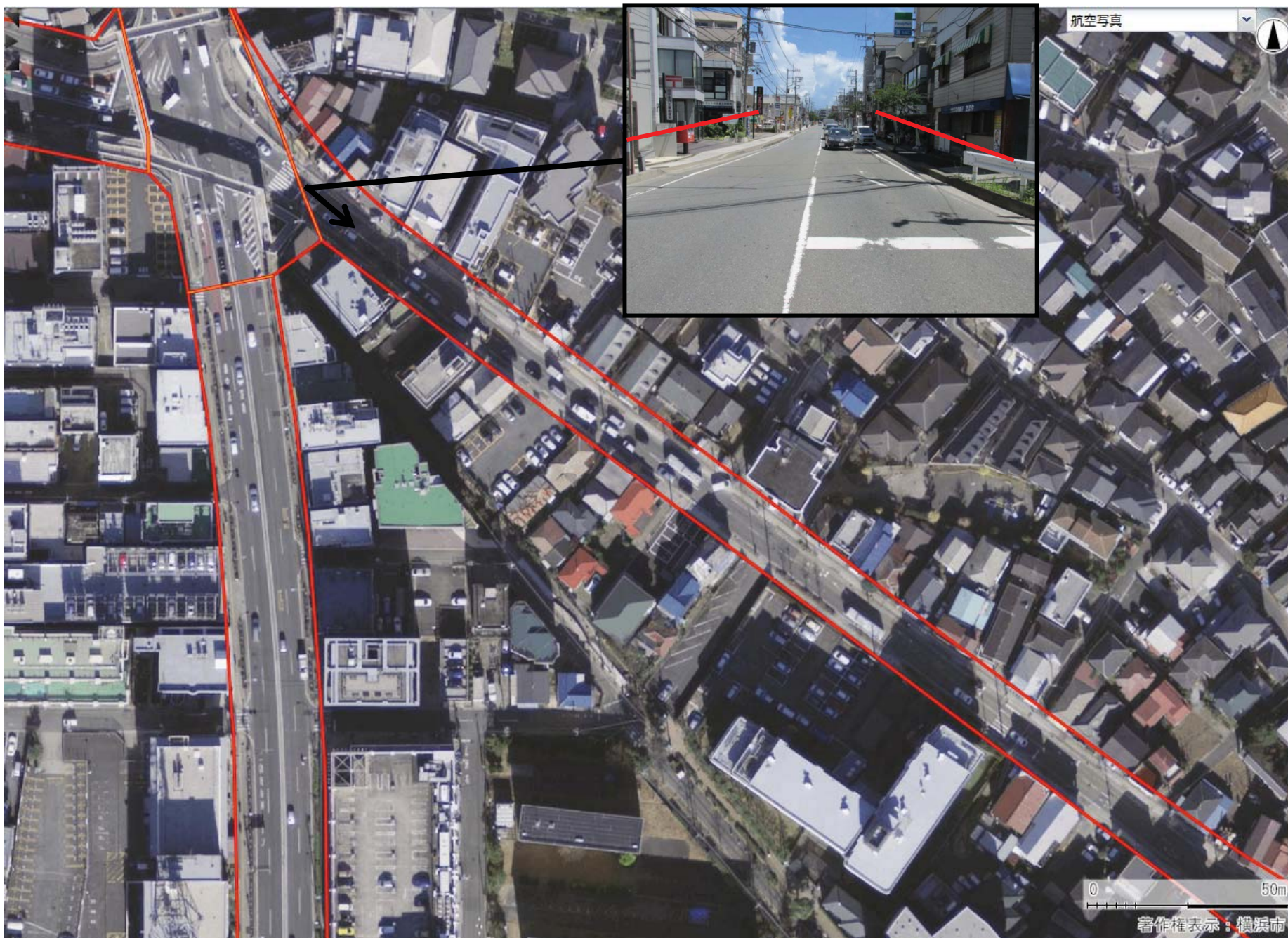
※都市計画線は概ねの位置を表示しています。





○泥亀釜利谷線（寺前地区西側）

※都市計画線は概ねの位置を表示しています。



# 金沢区の都市計画道路の優先整備路線

～ 「都市計画道路」の整備と着手の目標を見直しました ～

## 取扱いの凡例

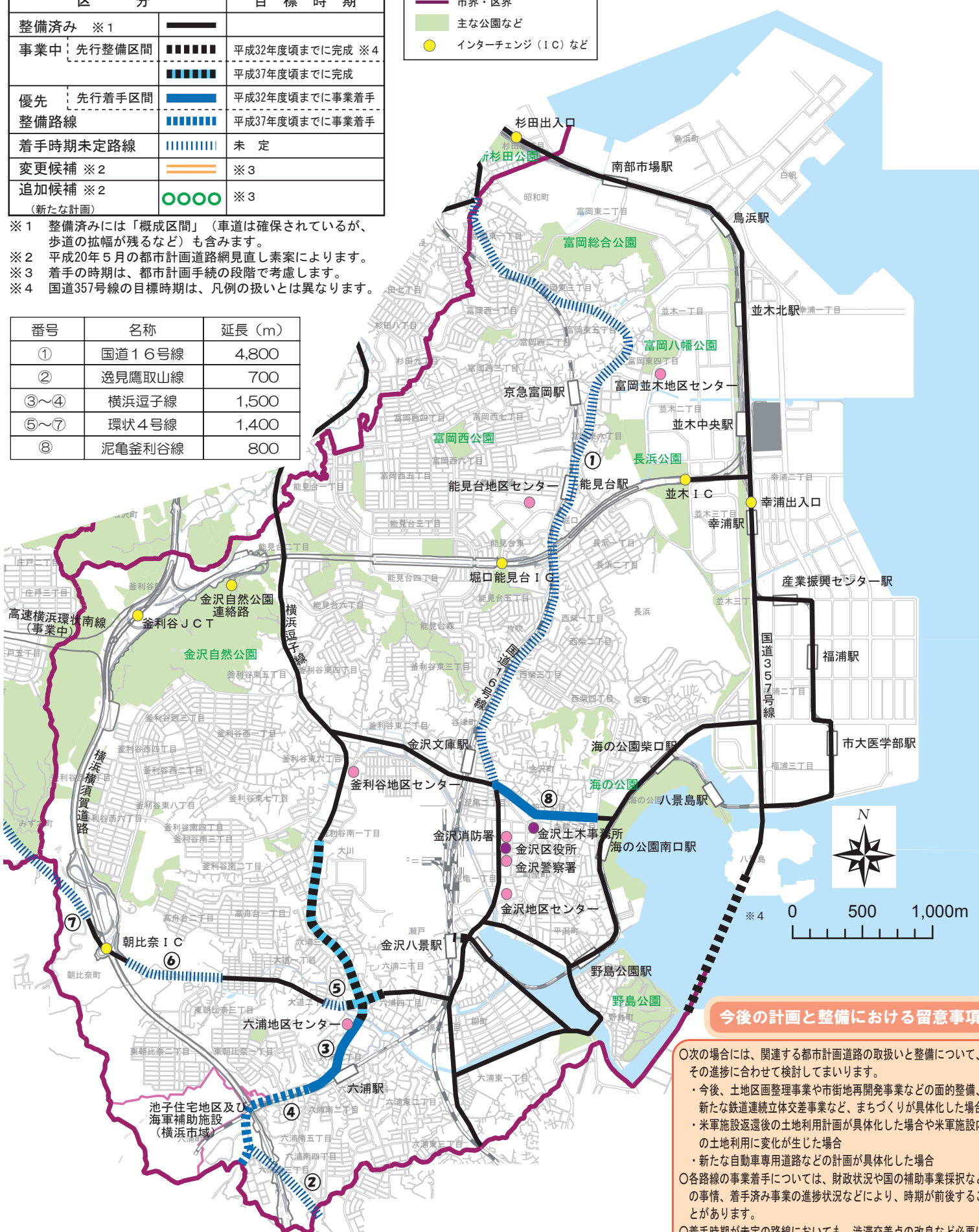
区分	目標時期
整備済み ※1	—
事業中：先行整備区間	■■■■■ 平成32年度頃までに完成 ※4 ■■■■■ 平成37年度頃までに完成
優先整備路線	■■■■■ 平成32年度頃までに事業着手 ■■■■■ 平成37年度頃までに事業着手
着手時期未定路線	■■■■■ 未定
変更候補 ※2	■■■■■ ※3
追加候補 ※2	○○○○ ※3

※1 整備済みには「概成区間」（車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど）も含まれます。  
 ※2 平成20年5月の都市計画道路網見直し素案によります。  
 ※3 着手の時期は、都市計画手続の段階で考慮します。  
 ※4 国道357号線の目標時期は、凡例の扱いとは異なります。

番号	名称	延長 (m)
①	国道16号線	4,800
②	逸見鷹取山線	700
③～④	横浜逗子線	1,500
⑤～⑦	環状4号線	1,400
⑧	泥亀釜利谷線	800

## 凡例

—	市界・区界
■	主な公園など
●	インターチェンジ (IC) など



### 今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
  - ・ 今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
  - ・ 米軍施設返還後の土地利用計画が具体化した場合や米軍施設内の土地利用に変化が生じた場合
  - ・ 新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 各路線の事業着手については、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、時期が前後することがあります。
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞差地点の改良など必要に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 各路線の目標時期については、事業の進捗を踏まえおむね5年ごとに見直しを行います。

# 地

震による火災被害を軽減するため、全市域において減災・防災力の底上げを図ります。

更に、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現を目指します。

平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増しました。

横浜市では、「火災による被害の軽減」を重点施策の一つとして位置づけ、新たな地震火災対策の指針となる「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を平成26年3月に策定しました。

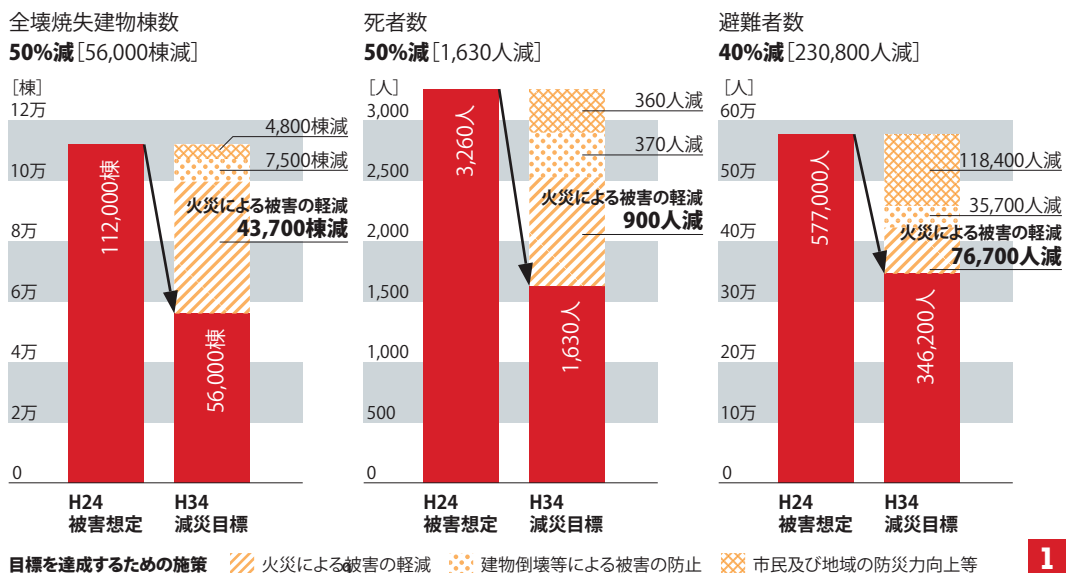
主要な施策……………2・3面  
対象地域……………4面

# 横浜市 の 地震火災 対策



「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めます。

平成34年度までの減災目標 [横浜市防災計画(震災対策編)]



# 主要な施策

施策の対象地域(4面に掲載)を定め、その地域区分に応じ、「地域防災力・消防力向上施策」と「防災まちづくり施策」を実施します。

	地域区分	対象地域			左記以外の地域
		重点対策地域 (不燃化推進地域)	対策地域 防災まちづくり 計画策定地区等 ※1	左記以外	
<b>A 地域防災力・消防力向上施策</b>					
● 初期消火器具設置費補助[スタンドパイプ式など] ※2		●	●	●	△
● 感震ブレーカー設置補助		●	●	●	—
<b>B 防災まちづくり施策</b>					
<b>延焼遮断帯の形成</b>					
● 地震火災対策重点路線の整備と沿道建築物の不燃化 ※3		●	●	●	—
● 既設の地震火災対策重点路線の沿道建築物の不燃化 ※3		●	●	●	—
<b>建築物の不燃化</b>					
● 建築物の耐火性能の強化[新たな防火規制の導入]		●	—	—	—
● 不燃化推進補助		●	●	—	—
<b>狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など</b>					
● 狭あい道路拡幅整備   小広場・公園整備   防火水槽整備 ※4		●	●	△	△
● 狭あい道路拡幅補助   耐震診断・改修補助		●	●	●	●

※1 地域住民によるまちづくり協議会が防災まちづくり計画を策定した地区など  
 ※2 市域全体を対象とするが、重点対策地域(不燃化推進地域)及び対策地域を優先して実施  
 ※3 道路の線形等により、一部対象地域外となる部分を含みます。  
 ※4 市域全体を対象とするが、重点対策地域(不燃化推進地域)及び対策地域(防災まちづくり計画策定地区等)を優先して実施

## A 地域防災力・消防力向上施策

全市域で市民及び地域の防災力や公設消防力の向上を図ったうえで、対象地域においては、特に出火率の低減や初期消火力の強化につながる取組を実施します。

### 関連する補助制度

#### 初期消火器具設置補助[スタンドパイプ式など]

地震時の火災被害を軽減するため、地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置費の一部補助を行っています。詳細はお近くの消防署にご相談ください。

#### スタンドパイプ式初期消火器具



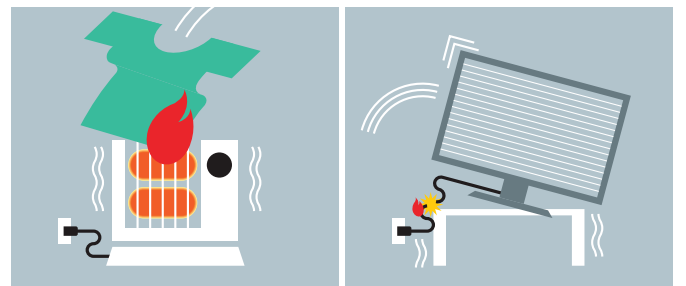
- 特徴
- 軽量のホースにより取扱いが容易です。
  - 台車により器具の運搬が容易です。
  - マンホール内の消火栓とホースの接続が容易です。
- 問合せ：各消防署

### 関連する補助制度

#### 感震ブレーカー設置補助

近年の大震災における火災の多くが、電気による出火によるものです。地震時の電気火災を防ぐには、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」が有効です。本市では、感震ブレーカーの設置費の一部補助を行っています。

#### 電気火災とは



発熱する器具が可燃物に触れて発火 器具破損状態での再送電による発熱・発火

問合せ：総務局危機管理課 Tel.045-671-2011  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kanshin/>

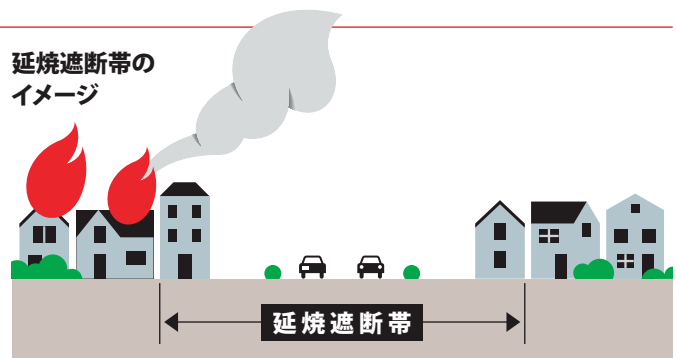
## B 防災まちづくり施策

火災に強い都市空間の形成によって、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

### 延焼遮断帯の形成

地震火災対策重点路線※として、横浜市地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道の建築物について、建築物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

※地震火災対策重点路線：六角橋線[神奈川区]、汐見台平戸線[南区]、泥亀釜利谷線[金沢区]など



### 建築物の不燃化

重点対策地域(不燃化推進地域)では、「新たな防火規制」の導入(平成27年7月1日)と建築物の「不燃化推進補助」との連動により、建築物の不燃化の促進を図ります。

「新たな防火規制」とは……「不燃化推進条例」により、重点対策地域(不燃化推進地域)内で建築物を新築する際、原則として「準耐火建築物※」以上とすることを義務付ける規制です。

市民意見募集などの手続きを経て、平成26年12月26日に「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例(不燃化推進条例)」が公布されました。

※準耐火建築物：木造の場合、柱・はり・壁といった建築物の重要な部分を、せっこうボードなど不燃性の材料で覆い、一定時間以上は火に耐えられる構造にしたうえで、窓などの開口部に網入りガラスなどの防火設備を設けたものをいいます。

#### 関連する補助制度

#### 不燃化推進補助

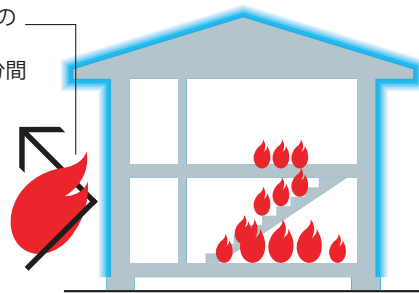
重点対策地域(不燃化推進地域)及び対策地域の一部において、老朽建築物の除却や、耐火性能の高い「準耐火建築物」以上の建築物を新築する際の費用の一部補助を行っています。

問合せ：都市整備局防災まちづくり推進課 Tel.045-671-3595  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/>

#### 木造2階建て住宅の例

防火構造の建築物

外部からの火を最低30分間防ぐ。

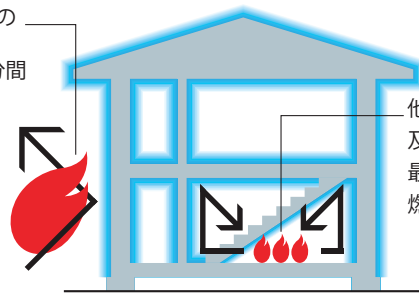


「新たな防火規制」の導入

準耐火建築物

外部からの火を最低45分間防ぐ。

他の部屋及び外部へ最低45分間は燃え広がらない。



### 狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など

避難・消防活動の円滑化・迅速化に向けた狭あい道路の拡幅や、小広場・公園、防火水槽の整備を図るとともに、建築物の耐震診断や改修に係る費用の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行います。

#### 関連する補助制度

#### 狭あい道路拡幅補助

避難・消防活動の円滑化・迅速化を目的に、4m未満の道路のうち、狭あい道路整備促進路線を指定しています。指定路線の沿道では、建替えなどに伴う門・塀などの除去・移設費の一部補助や、セットバック部分の市による舗装整備を行っています。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-4544  
[http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoai/](http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoai/kyoai/)

#### 関連する補助制度

#### 耐震診断・改修補助

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された①在来軸組構法の木造戸建住宅、②分譲マンション、③災害時の重要道路の沿道建築物について、耐震診断や耐震改修費の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行っています。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-2943  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/>

# 対象地域

地震火災の被害は、特定の地域に集中することが想定されるため、重点的に対策を実施する地域を「対象地域」として絞り込みました。「対象地域」のうち、特に重点化が必要な地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」、それ以外を「対策地域」とします。

重点対策地域(不燃化推進地域)の詳細な区域については横浜市行政地図情報システムをご確認頂くか、防災まちづくり推進課にお問い合わせください。

## 対象地域の考え方

### 対象地域

横浜市地震被害想定(平成24年10月)をもとに、50m四方あたりの焼失棟数が5棟以上のメッシュが含まれる町丁目などを「対象地域」として絞り込みました。

(「対象地域」には、全市域の焼失棟数の約8割が含まれます。)

### 重点対策地域(不燃化推進地域)

対象地域のうち、火災による被害が特に大きいと想定される地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」としました。

### 対策地域

対象地域のうち、重点対策地域(不燃化推進地域)を除く地域を「対策地域」としました。

## 重点対策地域(不燃化推進地域)の考え方

「火災危険度」※のランクが4以上となる町丁目隣り合い、燃え広がりが拡大する恐れのある地域を抽出しました。

「火災危険度」のランクが3以下となる町丁目のうち、ランク4以上の町丁目隣り合う地域に接し、一体的に燃え広がる危険性のある箇所を含みます。

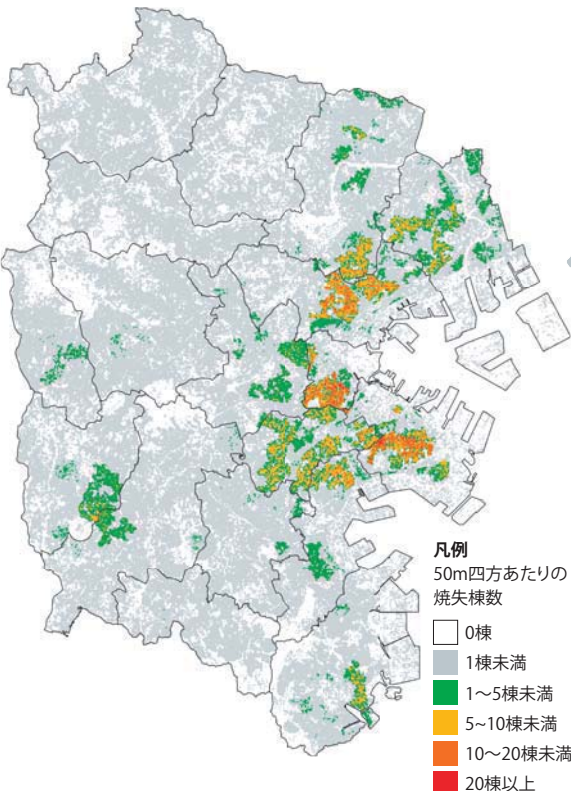


### ※火災危険度とは

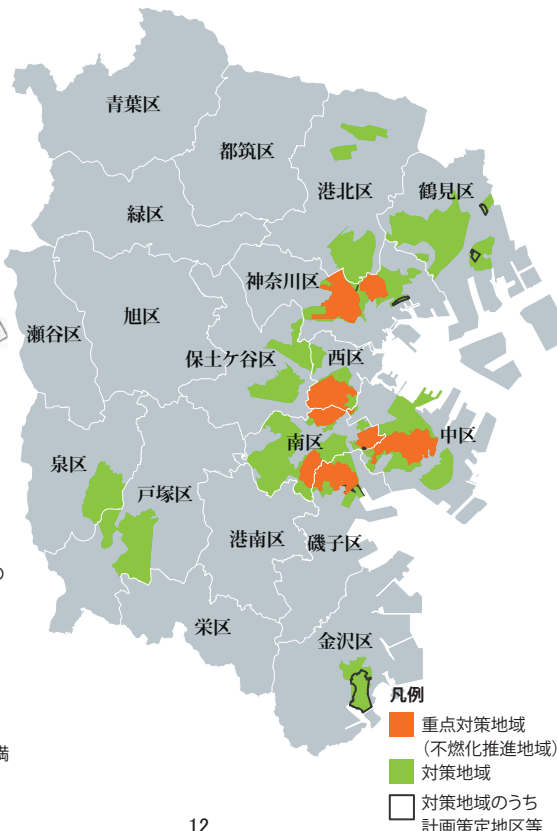
- 火災の発生による延焼の危険性について町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、左図のように相対的に評価したものです。
- 火災危険度は、建築物の構造(耐火性能)や建築物の間隔などから決まります。したがって、木造建築物など耐火性能の低い建築物が密集し、広い道路や公園が少ない地域では高くなります。

### 被害想定図[焼失棟数]

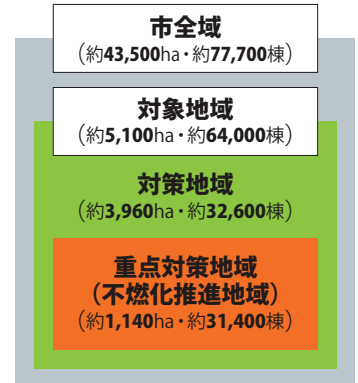
[元禄型関東地震(震度5強~7)冬18時、風速6m毎秒の場合]  
資料：横浜市地震被害想定(平成24年10月)



### 重点対策地域(不燃化推進地域)及び対策地域の区域図



## 対象地域の考え方 (面積・焼失棟数)



### リーフレットの問合せ先

### 横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

〒231-0017  
横浜市中区港町1-1 市庁舎7階  
電話：045-671-3595 | 2691  
F A X：045-663-5225

受付時間：  
平日 8:45~12:00  
13:00~17:15

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/>

平成27年7月発行

